

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第十二号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(目的)

**第一条** この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第十六条の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇の基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一号会計年度任用職員 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者をいう。
- 二 第二号会計年度任用職員 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者をいう。

(一週間の勤務時間)

**第三条** 第一号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

2 第二号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第四条** 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、第一号会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第一号会計年度任用職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

**第五条** 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあ

る会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日以上、週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日以上、週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（その他勤務時間及び休日に関する事項）

- 第六条 前三条に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休日については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（休暇の種類）

- 第七条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

- 第八条 会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、一年度について、別表第一に掲げる勤務日の日数（一週間ごとの勤務日の日数が同一である会計年度任用職員にあっては一週間の勤務日の日数とし、勤務日が週以外の期間によって定められている会計年度任用職員にあっては一年当たりの勤務日の日数（任期が一年に満たない場合は、実際の勤務日の日数に十二を任期の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とした月数。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数））。以下同じ。）とする。以下この条及び次条（第一項第十二号を除く。）において同じ。）の区分に応じ、同表に定める日数とする。

- 2 任期が満了する年度の翌年度において引き続き任用されることに伴い、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数（以下「継続勤務年数」という。）の計算にあたり翌年度における勤務が当該年度の勤務と継続するものとされる者の翌年度における年次有給休暇の日数は、別表第二に掲げる勤務日の日数及び勤務年度数の区分に応じ、同表に定める日数とする。

- 3 一年度における任期の月数が五月以下である会計年度任用職員に係る年次有給休暇の日数は、前二項に規定する日数に当該年度の任期の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。

4 同一年度内において、任期が更新され、又は退職後に引き続き任用されることに伴い、継続勤務年数の計算にあたり当該更新又は任用（以下「更新等」という。）以後の勤務が更新等前の勤務と継続するものとされる者の当該年度における年次有給休暇の日数については、当該更新等以後の勤務と更新等前の勤務とが継続するものとみなして前三項の規定を適用する。

5 一時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 第一号会計年度任用職員 勤務日一日当たりの平均勤務時間数

二 第二号会計年度任用職員 七時間四十五分

6 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一年度における年次有給休暇の二十日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

7 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇については、常勤職員の例による。

#### （特別休暇）

**第九条** 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 風水震災その他の非常災害による交通の遮断により勤務が不可能となった場合  
その都度必要と認められる期間

二 風水震災その他の天災地変により会計年度任用職員の現住居が滅失又は破壊された場合  
一週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間

三 交通機関の事故等による不可抗力の場合  
その都度必要と認められる期間

四 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出に応ずる場合  
その都度必要と認められる期間

五 選挙権その他公民としての権利を行使する場合  
その都度必要と認められる期間

六 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合  
正規の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間であつて、一日を通じて一時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間

七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査を

受ける場合 妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）。当該一回につき、一日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

八 会計年度任用職員（当該職員が常勤職員であるものとした場合にこの号に規定する特別休暇と同等の休暇を与えられる者に限る。）が生後満一年三月に達しない子を育てる場合 一日二回（一日当たりの勤務時間が四時間以下の場合には、一日一回）、一回につき三十分の期間

九 会計年度任用職員の婚姻の場合 連続する五日を超えない範囲内で必要と認められる期間

十 忌引の場合 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）別表第三に定める期間内において必要と認められる期間

十一 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合 一の年の七月から九月までの期間内において、別表第三に掲げる勤務日の日数及び七月から九月までの間における任期の区分に応じ、同表に定める日数の範囲内の期間

十二 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（一週間の勤務日の日数が三日以上である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者であつて、任期が六月以上であるもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。次項第七号において同じ。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年度において五日（その養育する十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

2 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある場合 その都度必要と認められる期間

二 妊娠に起因する疾病のため療養する必要がある場合 その都度必要と認められる期間

三 前二号に掲げる場合以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 一年度において別表第一に掲げる勤務日の日数の区分に応じ、同表に定める日数を超えない範囲内の期間

四 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間

五 会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日より六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過する日までの期間

六 生理日に勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認められる期間

七 勤務時間条例第九条の三第四項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。

）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

3 任命権者は、特に必要があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、会計年度任用職員に対し、前二項に規定する休暇以外の特別休暇を与えることができる。

4 特別休暇の単位及び承認の申請については、常勤職員の例による。

5 前条第五項の規定は、一時間を単位としてとる特別休暇を日に換算する場合について準用する。

#### （介護休暇）

**第十条** 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員は、要介護者の介護をするため、それぞれの要介護者が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、任命権者の承認を得て無給の介護休暇をとることができる。

- 一 介護休暇の申出をする時点（次号において「申出時点」という。）において、一週間の勤務日の日数が三日以上である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者
- 二 申出時点において、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）における会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間が一年以上である者
- 三 指定期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、任期が満了し継続勤務しないこと又は特定職に引き続き任用されないことが明らかでない者

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の介護休暇については、常勤職員の例による。

#### （介護時間）

**第十一条** 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員は、要介護者の介護をするため、それぞれの要介護者が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、任命権者の承認を得て無給の介護時間をとることができる。

- 一 初めて介護時間の承認を請求する時点（次号及び第三号において「請求時点」という。）において、一週間の勤務日の日数が三日以上である者又は一年当たりの勤務日の日数が百二十一日以上である者
- 二 請求時点において、一日につき六時間以上の勤務時間を割り振られた勤務日がある者
- 三 請求時点において、特定職における会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間が一年以上である者
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間（一日につき割り振られた勤務時間から五時間四十五分を減じて得た時間が二時間を下回る場合は、当該減じて得た時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、会計年度任用職員の介護時間については、常勤職員の例による。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
 （年次有給休暇に関する特例）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第三条第三項第三号の特別職の非常勤職員、法第十七条第一項の規定により採用された一般職の非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は改正前の法第二十二条第五項の規定により臨時的に任用された職員として勤務していた者が、施行日以後に会計年度任用職員として任用される場合であつて、継続勤務年数の計算にあたり施行日以後の勤務が施行日前の勤務と継続するものとされるときに当該者の年次有給休暇の日数については、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前項に定める場合において、当該者が施行日前に与えられた年次有給休暇は、与えられた年度の翌年度の末日までの間、これを繰り越すことができる。

**別表第一（第八条、第九条関係）**

勤務日の日数	週五日以上 又は年二百 十七日以上	週四日又は 年百六十九 日以上二百 十七日未満	週三日又は 年百二十一 日以上百六 十九日未満	週二日又は 年七十三日 以上百二十 一日未満	週一日又は 年四十八日 以上七十三 日未満
休暇の日数	十日	七日	五日	三日	一日

備考 「週五日以上又は年二百十七日以上」には、一週間の勤務日の日数にかかわらず、一週間の勤務時間が二十九時間以上である者を含む。以下同じ。

**別表第二（第八条関係）**

勤務日の日数	週五日以上 又は年二百 十七日以上	週四日又は 年百六十九 日以上二百 十七日未満	週三日又は 年百二十一 日以上百六 十九日未満	週二日又は 年七十三日 以上百二十 一日未満	週一日又は 年四十八日 以上七十三 日未満
--------	-------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------





備考 任期が一月に満たない場合は、零日とする。